

共通 Q&A

更新日: R8.4.10

番号	項目	質問	回答	追加工
1	補助対象サービス種別	公立の介護施設も補助対象となりますか。	補助対象です。	
2	補助対象サービス種別	開設者が県外の法人でも補助対象となりますか。	事業所・施設等の所在地が香川県内であれば対象となります。	
3	交付申請	1法人で複数の施設・事業所があり、提供サービスごとに申請したいが、可能ですか。	法人単位による申請とします。	
4	交付申請	交付申請書に代表者の押印は必要ですか。	押印は不要です。	
5	交付申請	見積書等に記載しておかなければならない内容がありますか。	見積書等には、品名・数量・金額等が記載されているものと想定しております。記載されていない場合は、確認ができるものを添付してください。	
6	交付申請	見積書等はいつ時点のものを添付すればよいですか。	作成日がR8.3.13～5.15のものを添付してください。 香川県介護事業所等サービス継続支援事業費補助金(備品等)の燃料費や電気代については、別途備品等のQ&Aに記載しておりますので、ご確認ください。	R8.4.10
7	受付方法	県庁や事務局に申請書を持参してもよいですか。	電子申請又は事務局への郵送により申請してください。	
8	受付方法	事務局へ普通郵便で提出してよいですか。	郵送は、簡易書留など、ご自身で郵便物の追跡ができる方法をお願いします。コールセンターでは届いたかどうかの問い合わせには対応できません。	
9	他補助金との併用	国や市町、県の他の給付金・補助金との併給は可能ですか。	できません。	
10	補助対象経費	同一施設において、「介護事業所等に対するサービス継続支援事業補助金(備品等)」と「介護施設等に対するサービス継続支援事業補助金(食料品等)」の両方を申請することは可能ですか。	可能です。 購入した食料品を両補助金の実績とするなど財源が重複しないよう御留意ください。	
11	補助対象経費	交付決定前に購入した物品や食料品等は補助対象となりますか。	交付決定前に生じた経費は対象となりません。	
12	補助対象経費	振込手数料は補助対象となりますか。	振込手数料は補助対象外です。	
13	補助対象経費	スーパーやネット通販で購入する食材等は補助対象ですか。	補助対象です。 しかし、見積書等で、購入する食材等の品目や名称、金額が不明確であるものは対象外となる可能性があります。	
14	補助対象経費	申請すれば満額交付されますか。	予算の範囲内で交付決定を行うため、予算を超過する申請総額となった場合は、不交付となる場合や申請額満額の交付決定にならない場合があります。 また、補助対象外経費が含まれる場合は、減額して交付決定します。	
15	振込	法人名義ではなく施設名義の口座に振り込んでほしいが、可能ですか。	申請者(法人名義)と異なる名義の口座に振り込むことはできません。	

共通 Q&A

更新日: R8.4.10

番号	項目	質問	回答	追加日
16	振込	インターネットバンキングを利用しており、通帳の写しを提出することができません。どうしたらよいですか。	口座名義及び口座番号が確認できる画面のコピーや画像を提出してください。	
17	補助金の支給	いつ補助金が支給されますか。	清算払となるため、交付決定後に事業が終了し実績報告を提出いただいた後、事務局及び県で事業内容を精査し、県で交付すべき額を確定した後で、令和8年度内に補助金をお支払いします。	
18	実績報告	領収書等の添付は必要ですか。	実績報告の際に添付が必要です。 交付決定日以降に生じた経費が補助対象です。	
19	実績報告	提出期限までに実績報告書が提出できない場合はどうなりますか。	交付決定を取消す場合がありますので、必ず期限内に実績報告書を提出ください。	

介護施設等に対するサービス継続支援事業（食料品等）Q&A

更新日：R8.4.10

番号	項目	質問	回答	追加日
1	補助対象サービス種別	休止中の施設等は補助の対象となりますか。	休止中の施設等は補助の対象外となります。 ただし、交付申請時点で事業を再開している場合は補助の対象となります。	
2	補助対象経費	補助対象施設の選定理由如何。	運営基準において、食事の提供をしなければならないと規定されている施設を対象としています。	
3	補助対象経費	定員数の基準日はいつか。	令和7年4月1日です。 令和7年4月2日から令和8年1月31日までに新規開設した施設等は開設時の定員数とします。	
4	補助対象経費	対象経費を「食料費、委託料、その他これらに類する経費等」としているが、「その他これらに類する経費等」はどのような経費を想定していますか。	原則、施設における食事提供に係る食材料費、セントラルキッチンの利用等により食事の準備を外注している場合の委託料を想定しており、「その他これらに類する経費等」には記載されないと想定しています。「その他これらに類する経費等」として申請する場合は、申請前に事務局までご相談ください。	
5	補助対象経費	定員1人あたり1.8万円の補助上限となるが、利用者負担を行っている施設は、食料費の購入費から利用者負担額分を差し引く必要があるか。	本補助金は緊急的な支援の一時金として、サービス継続のための経費を補助するものであり、利用者負担額分を考慮する必要はありません。	
6	補助対象経費	食料費や委託料を法人で一括して支払っている場合、各施設等ごとの金額はどのように算出すればよいですか。	食数や定員数等で按分し、各施設ごとの金額を算出してください。 また、見積書、納品書等においても各施設ごとの金額や内訳がわかるものを提出してください。	
7	補助対象経費	食事提供に係る職員の賃金も対象経費に含めてよいですか。	本補助金を施設職員の賃金に充てることはできません。基本的には食料費を補助対象経費としており、食事の準備を委託している施設については、その経費を対象とすることが可能です。	
8	補助対象経費	調理の際に使用するキッチン用品等は補助対象となりますか。	食料費や委託料を補助対象としているため、調理の際に使用するキッチン用品等は補助対象外となります。	
9	補助対象経費	食材は施設で購入し、調理だけを委託していますが、対象になりますか。	それぞれの経費が対象に含まれます。	
10	交付申請	給食サービスを年間で契約しているが、契約額を申請額とするのか。	1か月分などに按分して申請してください。	R8.4.10
11	実績報告	給食サービスについて、月額払いしている場合は、実績報告の際に何月の請求書を添付すればいいか。	県の交付決定日から実績報告に至るまでの請求書を添付してください。申請額を上回る額であれば、1か月分でも構いません。	R8.4.10
12	交付決定	交付決定はいつ頃通知されますか。	交付決定は6月中旬までを予定しています。 ※審査完了次第、順次、交付決定を行う予定です。	
13	交付申請	見積書に品名・数量・金額等の記載がない場合、他にどのような資料を添付すればいいですか。	品名・数量・金額等の記載のある見積書の提出が原則ですが、仮に「食料品一式」としか記載のない見積書がある場合、その一式の内訳を担当者が作成して添付してください。	R8.4.10